



Tax & Legal Services Newsletter

研究開発基金をサポートする租税措置

タイ国内閣は、科学技術開発、国立度量衡システムおよび保健システム研究機関に係る法律に基づく研究開発基金および革新基金をタイ国研究基金と同様に支援する租税措置を含む勅令草案を承認しました。

当該勅令施行日から2019年12月31日までに行われる寄附については、

- 個人所得税の計算上、寄附金額の 200%の所得控除を認める。ただし、教育事業を支援するための寄附を併せて行った場合には、合計控除金額はその他の所得控除後の課税所得金額の10%を上限とする。
- 法人所得税の計算上、寄附金額の 200%の所得控除を認める。ただし、教育を支援するため、および運動場/公園/公的施設もしくは民間スポーツ施設の建設を支援するための寄附を併せて行った場合には、合計控除金額は公的慈善団体への支出もしくはタイ国歳入法 Sec. 65 ter (3) に規定する公的利益、教育およびスポーツ事業のための費用控除前の課税所得金額の10%を上限とする。

2020年1月1日以降に行われる寄附については、

- 個人所得税の計算上、寄附金額と同額の所得控除を認める。ただし、タイ国歳入法Sec. 47 (7) に規定するその他の控除対象寄附を併せて行った場合には、合計控除金額はその他の所得控除後の課税所得金額の10%を上限とする。
- 法人所得税の計算上、寄附金額と同額の所得控除を認める。ただし、公的慈善団体への寄附とタイ国歳入法 Sec. 65 ter (3) に規定する公的利益のための寄附を併せて行った場合には、合計控除金額は課税所得金額の2%を上限とする。

エンジェル投資家に対する租税措置

タイ国内閣は、スタートアップ企業への投資（エンジェル投資家）を奨励する措置を含む財務省省令草案を承認しました。2018年12月31日から2019年12月31日までの間に行われるスタートアップ企業の株式への投資について、投資日から最低2年間当該株式を保有し続けることを条件に、個人所得税の計算上、上限10万バーツの所得控除が認められます。

当該控除は以下の要件を満たす法人もしくはパートナーシップへの投資に適用されます。

- 2015年10月1日から2019年12月31日までの期間に設立されていること。
- 払込済資本金額が5百万バーツ以下かつ当該事業年度の売上金額が30百万バーツ以下であること。
- ターゲット産業（例えば、食品および農業、省エネルギー、バイオテクノロジー、医療および公的福祉、観光など）を営んでいること。製造過程やサービスの提供に用いられる主要技術はタイ国立科学技術開発庁が規定するルールに従っていること。
- 各事業年度の所得金額の80%以上を従事しているターゲット産業から稼得していること。

最低賃金の調整による影響を緩和する租税措置

タイ国内閣は、最低賃金の引上げによる影響を緩和する租税措置を含む勅令草案を承認しました。当該草案では、事業年度の売上金額が100百万バーツ以下かつ雇用している従業員数が200人以下の雇用主に対し、法人所得税の計算上、日給額の15%相当額の控除を認めています。当該控除は2018年4月1日から12月31日までの期間に支払われる日給に適用され、かつ以下の要件を満たさなければなりません。

- 日給とは一日毎に支払われる賃金で、残業代、手当およびその他の利益を含まない。
- 雇用者に支払われる日給額は従前に当該雇用者が定めていた額あるいは2018年4月1日以前に支払われていた額よりも高くなければならない。
- 当該日給は、タイ国歳入法に基づき公布された他の勅令により付与されるその他の租税恩典の対象でないこと。

国際的高等教育機関の設置を奨励する租税措置

タイ国内閣は国際的高等教育機関の設置を奨励する租税措置に関する勅令草案を承認しました。当該草案はタイ国国家平和秩序評議会布告No. 29/2560に基づいて作成され、以下の内容が含まれています。

- 個人所得税の計算上、当該機関に対する現金による寄附について、課税所得金額の10%を上限に寄附金額の二重控除を認める。
- 法人およびパートナーシップが当該機関に現金もしくは資産による寄附を行った場合、法人所得税の計算上、課税所得金額の10%を上限に寄附金額の二重控除を認める。
- 当該機関への寄附に関連する資産の譲渡、物品の販売もしくは契約の行使について、所得税、付加価値税、特定事業税および印紙税を免除する。

当該恩典は2018年1月1日以降の寄附に適用されます。

（注）本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約850名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人8名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

小口 誠司	中島 雄一郎	藍原 滋
日本国公認会計士	日本国公認会計士	
パートナー	マネージャー	ダイレクター
Tel: 02 - 034 - 0153	Tel: 02 - 034 - 0000 Ext. 13399	Tel: 02 - 034 - 0000 Ext. 11676

Anthony Visate Loh

Business Tax & Indirect Tax, Legal Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112
Email: aloh@deloitte.com

Mark Kuratana

Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125
Email: mkuratana@deloitte.com

Darika Soponawat

Business Tax (Japanese Services Group) & Indirect Tax

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115
Email: dsoponawat@deloitte.com

Stuart Simons

Transfer Pricing & Customs Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135
Email: ssimons@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri

Transfer Pricing & Business Tax

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118
Email: kthaidamri@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai

Business Tax (M&A) & FSI

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144
Email: wsuteerapornchai@deloitte.com

Korneeka Koonachoak

Business Tax (Business Model Optimization)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122
Email: kkoonachoak@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte is a leading global provider of audit and assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services. Our network of member firms in more than 150 countries and territories serves four out of five Fortune Global 500® companies. Learn how Deloitte's approximately 264,000 people make an impact that matters at www.deloitte.com

About Deloitte Southeast Asia

Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.

Comprising approximately 340 partners and 8,800 professionals in 25 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.

All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates which are separate and independent legal entities

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

© 2018 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd